

事 業 報 告 書
(自 令和4年10月1日 至 令和5年9月30日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人社団 児裕会
① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)
② ☐ 社会医療法人 ☐ 特別医療法人 ☐ 特定医療法人
☐ 出資額限度法人 ☒ その他
③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地 熊本県熊本市東区下江津7丁目7-20

(3) 設立認可年月日 平成15年11月18日

(4) 設立登記年月日 平成15年12月12日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	三浦 裕一	管理者
理 事		
理 事		
理 事		
理 事		
監 事		

2 事業の概要

(1) 本来業務

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
診療所	みうら小児科クリニック	熊本県熊本市東区下江津7-7-20	無床

(2) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和4年11月25日 令和3年度決算の決定

令和5年9月30日 令和5年度予算の決定

(3) そ の 他

特になし

様式 2

法人名 医療法人社団 児裕会
所在地 熊本市東区下江津7丁目7-20

※医療法人整理番号

財 産 目 録
(令和5年9月30日現在)

1. 資 産 額	217,223 千円
2. 負 債 額	181,701 千円
3. 純 資 産 額	35,522 千円

(内 訳)	(単位：千円)
区 分	金 額
A 流 動 資 産	65,805
B 固 定 資 産	151,418
C 資 産 合 計 (A + B)	217,223
D 負 債 合 計	181,701
E 純 資 産 (C - D)	35,522

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。			
土 地	(□ 法人所有	■ 賃借	□ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物	(■ 法人所有	□ 賃借	□ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 3 - 2

法人名 医療法人社団 児裕会

※医療法人整理番号

所在地 熊本市東区下江津7丁目7-20

貸 借 対 照 表

(令和5年9月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	65,805	I 流 動 負 債	17,560
II 固 定 資 産	151,418	II 固 定 負 債	164,141
1 有 形 固 定 資 産	116,154	負 債 合 計	181,701
2 無 形 固 定 資 産	63	純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	35,201	科 目	金 額
		I 出 資 金	8,000
		II 積 立 金	27,522
		III 評価・換算差額等	
		純 資 産 合 計	35,522
資 産 合 計	217,223	負債・純資産合計	217,223

様式 4 - 2

法人名 医療法人社団 児裕会
所在地 熊本市東区下江津7丁目7-20

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書
(自 令和4年10月1日 至 令和5年9月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	157,975
2 事業費用	144,554
本来業務事業利益	13,421
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	
2 事業費用	
附帯業務事業利益	0
事業利益	13,421
II 事業外収益	4,793
III 事業外費用	739
経常利益	17,475
IV 特別利益	4,275
V 特別損失	429
税引前当期純利益	21,321
法人税等	4,492
当期純利益	16,829

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

法人名 医療法人社団 児裕会

※医療法人整理番号

所在地 熊本市東区下江津7丁目7-20

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
取引なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
取引なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人社団 児裕会

理事長 三 浦 裕 一 殿

私は、医療法人社団児裕会令和4会計年度（令和4年10月1日から令和5年9月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和5年11月21日

医療法人社団 児裕会

監事

原本と相違ない事を証明します

医療法人社団 児裕会

理事長

令和5年11月27日